

当座勘定規定の改定について

「手形・小切手の全面的な電子化」の政府方針に基づき、令和 9 年 3 月末で電子交換が廃止予定となったことに伴い、小切手の代替方法として払戻請求書(出金票)による当座預金払戻しの取扱いを開始することとし、下記のとおり当座勘定規定を改定致します。なお、本規定の改定以前から当座預金をご契約いただいているお客様にも適用されることとなりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

改定日:令和 8 年 1 月 5 日(月)

改定前	改定後
第 8 条(手形、小切手の支払) 3. 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第 8 条(手形、小切手の支払等) 3. 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A 届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B 小切手を使用する方法。 4. 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
第 13 条(手数料等の引落し) 1. 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。	第 13 条(手数料等の引落し) 1. 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
第 17 条(印鑑照合等) 1. 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	第 17 条(印鑑照合等) 1. 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。